

企業活動の新たな方向性に対応した「ESG 特許明細書」について

株式会社アルプス物流 顧問 **梅原 潤一**
 会員 **大窪 克之**



要 約

2021年6月、「コーポレートガバナンス・コード（CGC）」が改正され、知的財産戦略本部から「知的財産推進計画 2021～コロナ後のデジタル・グリーン競争を勝ち抜く無形資産強化戦略～」が公表されるなど、企業の ESG 関連事業投資（以下「企業の ESG 投資」という。）の積極的開示、特に「知的財産への投資等」に関する情報開示を求める声が高まっている一方、日本企業の無形資産力が低下しているのではないかと懸念も指摘されている。

本稿では、無形資産強化策を実現する手法の一つとして、特許出願の願書に添付される明細書を、これまでの発明の説明書の位置づけに加えて、企業の ESG 投資、非財務関連資産および持続可能性社会実現のための取り組み、特に企業の ESG 投資及び SDGs（持続可能な開発目標）と発明との関係を説明する機能を追加した明細書（以下、本書では「ESG 特許明細書」という。）とすることを提案するものである。

ESG 特許明細書に記載された発明（以下、本書では「ESG 発明」という。）の実施となる事業のための投資は、投資家の ESG 投資手法にも合致し、適正投資対象と位置づけることができる。また、ESG 特許明細書は、事業成長と SDGs 追求とが両立していることを示す根拠となる。さらに、ESG 特許明細書に記載された ESG 発明を評価客体とすることにより、非財務関連資産の財産的価値を求めることができ、この点は今後検討されるであろう国際会計基準見直しと軌を一にするものであり、さらには、特許制度並びに弁理士の役割そのものが非財務関連資産の財産的価値の客観性担保に資する重要な役割を担うことにもなり、大いなる前進につながる可能性がある。

目次

1. はじめに－企業の ESG 投資／SDGs 活動・無形資産強化戦略の加速に向けて－
2. ESG 特許明細書
3. ESG 特許明細書の具体例（仮想事例による検討）
4. ESG 特許明細書と早期審査
5. 「企業の ESG 投資／SDGs MT マトリックス」™
6. おわりに

1. はじめに－企業の ESG 投資／SDGs 活動・無形資産強化戦略の加速に向けて－

企業を取り巻く環境は、大きく変化している。その一つは、会社法（ハードロー）とは別に海外の投資家から資金を得るために 2015 年 6 月に導入された、いわゆるソフトローと呼ばれる「コーポレートガバナンス・コード以下（CGC）」であり、これにより、上場企業の組織・運営は大きく影響を受けている。

さらに、海外からの資金をより一層得易くするため、2022 年 4 月からは東京証券取引所は、これまでの市場第一部、市場第二部、マザーズ、ジャスダックの 4 市場区分を、より高いガバナンス（企業統治）を求める「プライム市場」とこれまでの要件を求める「スタンダード市場」、そして、区分が不明確であった新興市場を「グロース市場」にまとめる 3 市場区分体制へと変更することになっており、上場会社の多くは、新しいプライム市場に移行できるような体制作り・株式市場での対応が求められているのである。

特に、プライム市場に上場される企業に対しては、これまで以上に投資家の投資判断と建設的な対話に資する非財務情報の開示が強く求められている。その理由は、現在急速かつ世界的規模で関心が高まっている地球環境の改善・保護であり、そのために企業も E（環境）、S（社会）、G（ガバナンス）に対応することが中長期的な事業継続に当たって必要条件になりつつ

あることが挙げられる。そして、その対応が不十分であると長期的な企業価値が毀損するリスクがあり、加えて、企業価値の多くが財務諸表に含まれない「非財務情報」に含まれている実態から、機関投資家が投資判断するにはこの非財務情報の開示が求められていたのである。このような ESG 活動を重視している企業に投資する機関投資家の投資手法は「ESG 投資」といわれる。

現在、多くの企業が統合報告書等において、非財務情報についての開示を行っている。しかし、統合報告書のフレームワーク提供団体（IIRC など）から非財務資本として複数のカテゴリーが提案されており、これらの金銭的価値を算出して積極的に開示する企業もあるものの、非財務情報に関連する資産（非財務関連資産）の金銭的価値の算出手法は未だ確立しておらず、これらの非財務関連資産には、金銭的価値の評価対象（客体）が十分には定義されていないものもある。

2015年に国連が定めたSDGsは、「17の目標と「169のターゲット」からなり⁽¹⁾、これまで見過ごされてきた社会課題を具体的に示して、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、これらの課題の解決手段が事業活動に組み込まれていくことが期待されている。しかしながら、SDGsは社会の利益の拡大を目指す側面を有するため、自己資本の拡大を基本原理とする事業活動への組み込みは必ずしも容易でない。特に、企業のESG投資は支出時の費用と認識されているため、短期的には業績の足を引っ張ることも企業としては投資に積極的になりにくい状況であるのが実態といえる。

こうした背景のもと、投資家からのESG要請に対応する事業投資を通じたSDGsの達成・持続的な成長に向けて、イノベーションによる知的財産の創出やDX（デジタルトランスフォーメーション）を活用して新たな企業価値・ビジネスモデルの確立が期待されているが、そのためにどのようなことが制度として必要なのか検討する必要がある。

奇しくも、2021年6月11日には上記「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」が改訂され、新たに補充原則3-1③「…人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示すべきであ

る。」及び4-2②「…人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うべきである。」と記載された。

また、2021年7月13日には知的財産戦略本部から「知的財産推進計画2021～コロナ後のデジタル・グリーン競争を勝ち抜く無形資産強化戦略～」が公表され、上記改訂CGCを受けて「競争力の源泉たる知財の投資・活用を促す資本・金融市場の機能強化」策についても記載され（同書「Ⅲ. 知財戦略の重点7施策1.」参照。）、2021年中に「知財投資・活用戦略に関する開示等ガイドライン（仮称）」の策定が予定されている（2021年10月末の時点）。

さらには、2021年9月2日の日本経済新聞での報道によると、世界共通の会計基準作りを担うIFRS財団が新たに設立するESGの基準作りのために設立する新団体に対して、わが国も資金を拠出するとともに、積極的に基準作りに関与すると報じられた。

そこで、本稿では、非財務情報を財務情報として適切に反映されるために、企業におけるESG関連事業投資（前述の通り、機関投資家によるESG投資に対し、本書では「企業のESG投資」と呼ぶ。）に関する特許出願の願書に添付される明細書を、これまでの発明の説明書の位置づけに加えて、企業のESG投資、非財務関連資産およびSDGsと発明との関係を説明する機能を追加することを提案する。これにより、企業のESG投資の結果として行われるイノベーションに基づいて出願される発明の客観性を担保することも可能となり、ESGに関する会計基準見直しにも対応可能とした体制を提供でき、結果として、企業の出願の促進、そして、企業の「無形資産強化」に資すると考え、そのための具体的な手法を検討した結果を紹介する。

本稿にて紹介する手法により、企業のESG投資が事業活動と表裏一体となったものとして活発となり、結果として、事業のゴールとしてのSDGsの達成、そして、これらに関する無形資産強化戦略に資する出願が加速し、かつ、上記の通り、企業会計においても資産としての客観性を担保できる有効な手段が提供できるものと大いに期待している。

2. ESG 特許明細書

弁理士が日常的に作成している特許出願の明細書

は、課題→解決手段→効果→解決手段の詳細説明の構成を有する。この特許出願の明細書に、解決手段（発明）と、企業（出願人）の ESG 投資、非財務関連資産および SDGs との関係を追記すれば、追記された明細書は、企業の事業活動を含むビジネスモデルのインプット（企業が有する「ヒト・モノ・カネ」を特定の事業へ投入すること、図 3 参照）である企業の ESG 投資とそのビジネスモデルのアウトカム（当該企業が事業投資した結果として得られる資産、図 3 参照）である非財務関連資産および 2030 年に向けた事業目的である SDGs との関係と、イノベーションの成果である発明が事業活動を通じて核として一つながりに示されたストーリー（目論見書）として機能しうる。以下、このように整備された明細書を前述の通り「ESG 特許明細書」と呼び、ESG 特許明細書に記載された発明を同様に「ESG 発明」と呼ぶ。

ESG 特許明細書では、通常の特許出願の明細書との対比で、ESG 発明と企業（出願人）の ESG 投資との関係、ESG 発明の効果と非財務関連資産および SDGs との関係が追記される。これらの関係を、明細書の課題や効果として追記する方法もあるが、明細書における産業上の利用可能性の項目に上記の関係を追記することが明確性の観点から好ましい。

ここで、企業（出願人）の ESG 投資および SDGs と発明との関係は、後述する「企業の ESG 投資／SDGs MT マトリックス」TM（著者等が共同で作成し、山形大学大学院（MOT）での「知的財産マネジメント」の講義で長期に亘り使用していた「MT マトリックス」TMに、企業の事業の優先順位を決める要素である「マテリアリティ」、事業手段として企業の ESG 関連投資及び事業目的である SDGs を合体させたものとして発展させ、現在、駒澤大学経済学部での「現代産業事情Ⅱ」の演習で取り入れ済みのフォーマット）を活用することなどにより、明確化することができる。

非財務関連資産は、非財務資本の区分（「知的資本」「人的資本」「製造資本」「社会・関係資本」「自然資本」）に応じて区分されて開示され、さらには、2021 年 10 月の新聞報道では「知的資産」よりもハードルの高い「人的資本」についても一部オンバランス化（貸借対照表（B/S）に記載すること）が検討される方向とのことから、「知的資産」についても、ESG 特許明細書を通じて、ESG 発明がこれらの区分とどのような関係を有するかについて記載されるように明確

化することが可能となる。具体的には、ESG 発明が直接的に上記の「人的資本」「製造資本」「社会・関係資本」「自然資本」のいずれかに分類できるかをまずは検討し、区分困難な場合、あるいは共通の場合は最終的に「知的資本」に分類することになる。

ここで、明細書等に記載された発明を実施することは、イノベーションの成果を事業活動に実装することになるため、当然ながら事業規模の拡大など事業成長に寄与する。すでに検討されている発明の金銭的価値の算定手法を適用すれば、このような事業成長を現在価値に割り戻すことなどにより、ESG 発明の財産的価値の算出が可能である。現在の企業会計では、自社開発の知的財産については、「自己創設無形資産」として、公正価格がない・客観性がない、あるいは、企業の「見積」に依存することになるため、不正を誘発しやすいとして、資産計上できない状況となっている。しかし、本稿記載のようなプロセスが固まることにより、弁理士並びに特許庁等、当該企業（出願人）以外の者・機関並びに公開制度等を通じて、その客観性が担保できるのではないかと思料する。

なお、ESG 発明が特許発明（ESG 特許）となった場合には、法的安定性が高まったことを財産的価値として反映させればよい。具体例として、特許になった場合を前提として財産的価値を算定し、特許査定前の段階では価値を 1/4 にすること等が挙げられる。これは、出願権が一定の財貨性があることから譲渡担保の対象として認められている取引実態とも齟齬しないものと考えられる。

したがって、企業（出願人）が ESG 発明を実施したときに、その ESG 発明と SDGs との関係を ESG 特許明細書にて確認することにより、所定の財産的価値を有するイノベーションが、どのような持続可能性課題の解決に寄与しているか確認することができる。このように、ESG 特許明細書は、事業成長と SDGs 追求とが両立していることを示す根拠となる。

また、ESG 特許明細書には ESG 発明がもたらす非財務関連資産との関係について記載があるため、国際会計基準見直しにより、非財務関連資産が会計上も把握することとなった場合（オンバランス化される場合）には、その非財務関連資産と関連付けられた ESG 発明を評価客体とすることにより、非財務関連資産の財産的価値を求めることができる。

さらに、ESG 特許明細書では企業（出願人）の ESG

投資と ESG 発明との関係が把握されているため、事業活動のために投入された財務資本のうち、ESG 発明の実施のために投入された資本を ESG 投資と位置づけることが可能となる。この点を換言すれば、ESG 発明の実施となる事業のための投資は、投資家の ESG 投資手法にも合致し、適正投資対象と位置づけられることになる。

このように ESG 発明は、ESG 投資との関係が明確であることから、自ら ESG 発明を創出しなくても、ある事業において有効な ESG 発明（多くの場合は ESG 特許）のライセンスを受けることにより、事業活動のために投入された財務資本における ESG 投資の割合を高めることができる。これはすなわち、ESG 発明のライセンスを受けることによって、企業における資本ポートフォリオの調整が可能となることを意味する（図 1 参照）。

3. ESG 特許明細書の具体例（仮想事例による検討）

以下、仮想事例を用いて、ESG 特許明細書の具体例を示す。

(1) コア技術（特許明細書の概要）

1) 仮想発明の名称：青刈りトウモロコシ（青刈り

コーン）を用いてバーボンを製造する際に最適な蒸留方法

2) 課題

青刈りコーンには、通常のトウモロコシと異なり、バーボンに混在すると風味を損なう物質 X が相対的に多く含まれている。このため、青刈りコーンは早期に収穫可能で生産性が高いが、バーボンの原料として通常用いられない。バーボンの製造過程で物質 X を適切に除去することができれば、青刈りトウモロコシをバーボン原料として用いることが可能となる。

バーボン製造において通常行われている常圧蒸留で物質 X を分離しようとする、物質 X の沸点がアルコールに近いこともあり物質 X が共沸してしまう。それゆえ、常圧蒸留では物質 X が留分に混入しやすい。

3) 解決手段

そこで、物質 X と相互作用しやすい不揮発物質 Y をトラップ物質として加えて減圧蒸留することにより、物質 X の共沸量を著しく低減することができる。

不揮発物質 Y は加熱温度が高いと一部分解して、バーボンの風味成分である物質 Z と相互作用するため、蒸留温度を所定の温度以下にすることが好ましく、この適切な温度範囲においても蒸留が適切に進行するように、減圧の程度が制御される。

事業の優先順位(事業マテリアリティ)

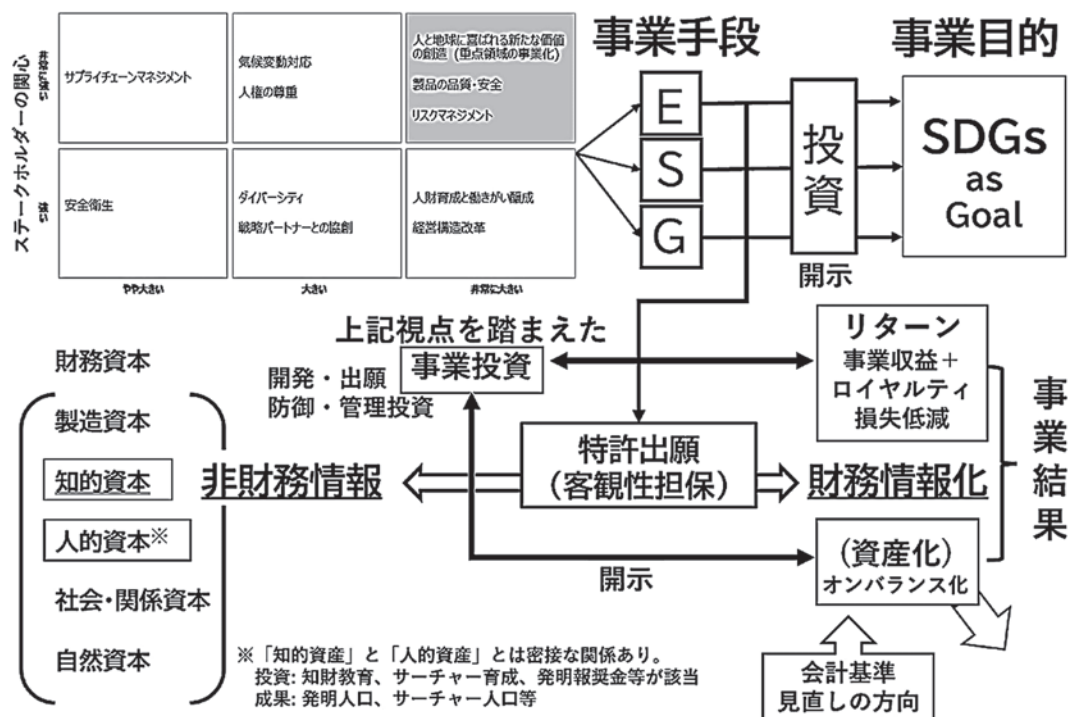


図 1 ESG 特許明細書

以上の内容は、通常の特許出願と同様に、明細書等に記載される。

(2) 企業（出願人）の ESG 投資

仮想事例における企業（出願人）の ESG 投資は次のとおりである。

1) E (Environment)

- ・投資の視点：水源となる森の保護，資源保護
- ・投資目的・期待されるリターン：

バーボンの仕込みには品質が良好な水が必須となるため、水質管理が製品の品質管理に直結する。これにより、水源管理を事業上の重要課題とする。

熟成樽の材料となる材木を水源の森から調達することにより、水源の森の管理が製品製造に欠かせない部材（樽材）の安定確保に直結する。これにより、水源の森の管理を事業上の重要課題とする。

原料のコーンについて、間引きコーンや、青刈りコーンなどを用いて原料製造に要する水の使用量を少なくする。

残留残渣を原料（コーン，樽材）育成の肥料に転換し、製造プロセス全体での廃棄量をゼロに近づける。

・仮想発明との関係

水源となる森の保護は、仮想発明に係る技術が適用されるバーボン製造事業の必要条件である。仮想発明の技術を適用することにより、使用水量の少ないコーンを原料として使用できる。

2) S (Society)

- ・投資の視点：地域の過疎化の回避
- ・投資目的・期待されるリターン：

雇用の創出：バーボン製造事業が水源の森と深く関連しているため、事業所（バーボン製造所）も水源の森の近傍に設けられる。これにより、水源の森の周辺地域で雇用を生み出すことができる。

人材育成：減圧蒸留技術，蒸留釜製造技術，トラップ物質の開発，休耕田でのトウモロコシ栽培技術など、一次産業，二次産業レベルを含む複数の研究開発課題を高等教育機関（大学，高専）に提供する。これにより、一次産業から六次産業に至る多様な分野の知識を有する人材を地域に供給し、こうした高度人材を積極的に雇用することで地域経済の活性化に貢献する。

・仮想発明との関係

仮想発明に係る技術は地域の研究機関との共同研究

の成果であり、この成果を事業化することで雇用の創出が期待される。また、共同研究を継続することにより研究人材の育成にも寄与する。

米以外の作物の耕作を促進し、地域の農業人口の増大に貢献する。

3) G (Governance)

- ・投資の視点：実施権原の安定確保
- ・投資目的・期待されるリターン：

事業のコアとなる技術については、開発項目として特許権を積極的に取得する。

事業の遂行に必要な知的財産権を洗い出し、必要に応じライセンスを受ける。

・仮想発明との関係

仮想発明の特許権を得ることにより、実施権限を有しての事業遂行が実現され、事業の法的安定性を高めることができる。

(3) 持続可能性社会実現のための貢献

仮想事例における持続可能性社会実現のための貢献は図2のとおりである。

1) SDGs との関係

2) 他の観点

緑豊かな森が山のダムとなって治水に貢献するように、水田は平地のダム（遊水池）となって治水に貢献する。地球温暖化の影響で豪雨災害が増加する傾向にあるため、水田のある景観を守ることは災害対策の観点からも重要である。休耕田に植えたトウモロコシを青刈りしてバーボンの原料として有効活用できれば、水田という治水システムの保護に寄与することができる。

(4) 非財務関連資産

仮想事例によって直接的・間接的に生じる非財務関連資産（資本）は次のとおりである。

1) 製造資本

仮想事例に係る事業を実施するために取得した蒸留装置などの醸造関連設備やこの設備を用いて得られた製造ノウハウが該当する。また、設備に関する特許や製造方法の特許は製造資本に分類される。

2) 人的資本

仮想事例に係る事業を実施するために雇用したバーボンの製造技術を有する人材が該当する。人事管理などに関する特許も人的資本に分類される。

3) 社会・関係資本

地元大学等の研究機関や、観光事業者、農家を含む関連事業者との連携実績が該当する。ビジネスモデルに関連する特許や、ブランドに関する知的財産は社会・関係資本に分類される。

4) 自然資本

仮想発明に係る事業を実施することにより保全される水源の森が該当する。この水源の森を保全することに関連する特許は、自然資本に分類される。

5) 知的資本

ノウハウ、特許などの知的財産のうち、上記の4資本（「人的資本」「製造資本」「社会・関係資本」「自然資本」）の複数に該当する場合や、いずれにも該当しない場合には知的資本に分類される。他事業者と提携

事業のビジネスモデル特許で自社製造に関連する特許、例えば、ワイン事業者からのブドウの生育状態の情報に基づいてパーボン醸造条件を調整してワイン熟成樽を最適状態で提供するための発明の特許は、「製造資本」と「社会・関係資本」との双方に関連するため、「知的資本」に分類される。

(5) 記載例

仮想発明に関する ESG 特許明細書では、産業上の利用可能性の項に例えば次のような内容を記載することができる。

1) 企業（出願人）の ESG 投資

E（環境）：水源の森の保護および資源保護の視点で投資する。水源の森を保護することにより、仕込み

| SDGs | | 具体的貢献 | |
|--|--------------------|-------|--|
|  <p>4 質の高い教育をみんなに</p> | <p>質の高い教育をみんなに</p> | 4.4 | パーボン製造・販売という事業を、新たな技術的・職業的スキルの習得の場とするとともに、この事業と地域との関連性を検討して新たなビジネス創出の機会とする。 |
| | | 4.4 | パーボン、樽熟成ワインの製造・販売に関する教育機関（醸造科）を設立する。 |
|  <p>8 働きがいも経済成長も</p> | <p>働きがいも経済成長も</p> | 8.2 | 蒸留技術を向上させることにより、熟成期間が短くても風味高いパーボンを作成し、付加価値の向上と生産性の向上とを両立させる。 |
| | | 8.9 | 連作障害の回避などの観点で行われる水田での畑作において、デントコーン（トウモロコシの品種の一つ（馬齒種）で、飼料用として栽培されることが多い。）を単に飼料用として育成するのではなく、付加価値の高いパーボンの原料として育成することにより、単位面積当たりの収益の向上が期待される。 |
| | | 8.9 | 日本初のパーボン産地であることを観光資源と位置づけ、熟成期間を有することをデメリットではなくメリット（再訪の機会の増加）となるように観光ビジネスを展開する。 |
| | | 8.9 | パーボン熟成後の樽をワイン熟成用バレルとして販売し、付加価値の高い林業ビジネスを展開する。 |
|  <p>12 つくる責任つかう責任</p> | <p>作る責任使う責任</p> | 12.2 | 休耕田をデントコーン畑としたり、連作障害回避の畑作地にデントコーンを植えたりすることにより、資源（農耕地）の利用効率を向上させることができる。また、水田を一時的に畑作地とする転換時期に雑草抑制効果が期待されるため、除草剤の使用量を低減させることができる。 |
| | | 12.5 | 残留残渣を飼料や肥料へとリサイクルさせることにより、廃棄物の発生量を低減させることができる。 |
|  <p>15 陸の豊かさも守ろう</p> | <p>陸の豊かさを守ろう</p> | 15.4 | 仕込み水の品質確保のために水源となる森の整備を進め、その森で樽材を育成することにより、森林保全費用を確保する。 |

図2 仮想事例における SDGs との関係

水および熟成樽の原料木材の安定調達が可能となる。資源保護により、原料コーンの安定調達が可能となる。仮想発明の実施により、青刈りコーンをパーボンの原料として用いることができるため、資源保護に寄与する。

S（社会）：地域の過疎化回避の観点で投資する。地域に新たな二次産業（パーボン製造業）がもたらされることにより、雇用の確保、人材育成が実現される。仮想発明の実施はパーボン製造業の競争力を高めることに寄与する。

G（ガバナンス）：知的財産権確保の観点で投資する。仮想発明の知的財産権を確保することにより、実施権限が得られ、事業の法的安定性が高まる。

2) 持続可能性社会実現（SDGs）

(4.4) パーボン製造・販売という事業を、新たな技術的・職業的スキルの習得の場とするとともに、この事業と地域との関連性を検討して新たなビジネス創出の機会とする。

(8.9) 連作障害の回避などの観点で行われる水田での畑作において、デントコーンを単に飼料用として育成するのではなく、付加価値の高いパーボンの原料として育成することにより、単位面積当たりの収益の向上が期待される。

3) 非財務関連資産

仮想発明は、パーボン製造方法に関連するため、製造資本に分類される。

4. ESG 特許明細書と早期審査

ESG 特許明細書を ESG 投資の目論見書として適切に機能させるためには、この書類に記載された ESG 発明が新規性・進歩性などの特許要件を満たした特許発明（ESG 特許）であること、およびこの書類がイノベーションの成果である発明の説明書としての観点で記載要件を満たしていることが好ましい。これにより、ESG 発明の客観性が担保される。

したがって、現実的には、ESG 特許明細書が ESG 投資の目論見書として投資家に受け入れられるためには、その ESG 特許明細書に記載された発明が ESG 特許であることが必須となると考えられる。それゆえ、ESG 発明は、出願後、可能な限り早期に実体審査を受けて、特許性に関する結論が得られていることが好ましい。

この要請に応える観点で、例えば、早期審査やスー

パー早期審査の対象として、ESG 特許明細書としての要件を満たしていることを追加することが考えられる。ESG 特許明細書としての要件は、次のように設定される。

要件 1：企業（出願人）の ESG 投資が明記され、各投資内容と審査対象の発明の課題との関係が示されている。

要件 2：審査対象の発明の実施が持続可能性社会の実現の観点でどのような効果を有しているかについて記載がある。

要件 3：審査対象の発明の実施がもたらす非財務関連資産について記載がある。

いわゆる環境関連技術は、ESG 要請における E（Environment）に関連する課題を有している。現状、環境関連技術の一部の発明に係る出願である「グリーン関連出願」が早期審査の対象となっていることを考慮すれば、ESG 発明に係る出願を早期審査の対象とするは妥当であると考えられる。

5. 「企業の ESG 投資／SDGs MT マトリックス」TM

(1) 「企業の ESG 投資／SDGs MT マトリックス」TM

ESG 発明が企業の ESG 投資および SDGs とどのような関係があるかについて検討する一手法として、市場（M）と技術（T）を時系列順にマップする「MT マトリックス」TM に、「企業の ESG 投資」と SDGs のターゲットを結合させる方法が挙げられる。これにより、企業の事業計画と SDGs との結びつき、そこに向けた企業の ESG 投資活動を一つの流れとして繋げ、一覧可能とすることができる。

図 3 は、「企業の ESG 投資／SDGs MT マトリックス」TM の説明図である。

これは、図 1 に示した通り、現在有する事業資産とこれから投資する資産について、「事業のプライオリティ」を決定するためのマテリアリティを基に、目指すべき事業の目的である SDGs のターゲット達成に向けて、事業手段である会社の ESG 投資を適正に行い、継続的に経営モニタリングを行うために必要となりものである。これに基づいて 2030 年、あるいは、これから開示されるであろう 2050 年の SDGs ターゲットからバックキャスト方式で策定される事業計画作成に資するものである。

縦軸には、ターゲット企業が有する有形資産・無形資産に基づいて推進している事業ドメインを記載す

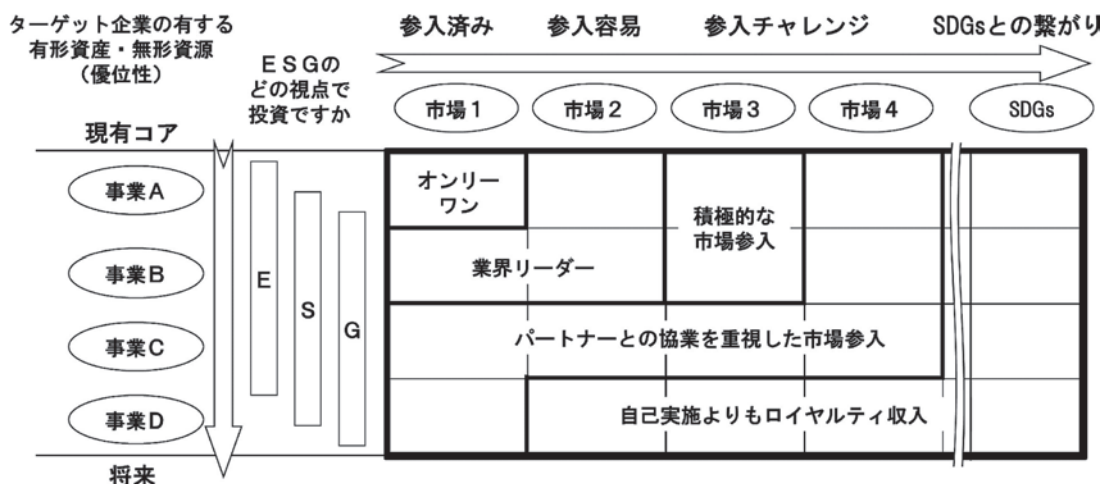


図3 企業の ESG 投資/SDGs MT マトリックス

る。図3では、技術をコアにする複数の事業（事業A～事業D）が、事業の開発スケジュールに沿って配置されている。事業Aはすでに保有しているコア技術を基礎とする事業であり、事業Dは将来開発予定の技術をコアとする事業である。

これらの事業ごとに、ターゲット企業（出願人）の ESG 投資を具体的に確認し、ESG 投資の視点として記載する。これにより、各事業と ESG との関係を確認することができる。

横軸には、ターゲット企業が目指すべき持続可能性社会実現のための貢献（SDGs）と、社会に今後提供すべきサービスや製品などを市場（ビジネス）として記載する。

図3では、市場開拓の時間軸に対応して複数の市場（市場1～市場4）が配置されている。具体的には、参入済みの市場（市場1）を出発点として、参入容易であり、支配的な影響力確保を目指す市場（市場2）、参入容易とはいえないが多くのリターンが期待される参入チャレンジ市場（市場3）、自らが参入しないがライセンスなどの手段を通じて一定の影響力を確保することを目指す市場（市場4）が配置されている。

図3の横軸において、右側にいくほど将来の市場となるため、一般的には予測が難しい。しかしながら、横軸の最も右側に、当該事業が貢献可能なSDGsを配置すると、将来予測が容易となる。具体的には、事業が貢献可能なSDGsを最初に明確化し、このゴールに向けて必要となる市場を検討すればよい。

なお、この横軸に配置される市場（ビジネス）の検討では、「困りごと解決」、「感動・感激」、「ワクワク感」などをキーワードとすることが好ましい。人間の行動は、時間とともに変化していくが、行動をもたら

す動機は人間が普遍的に持つ感情に基づいているため、それほど大きく変化しない。それゆえ、上記のキーワードとして検討することは、人間の行動の起点となるポジティブな感情に訴えかけるという観点で検討することを意味し、一定の規模を有する市場に到達することが容易となる。

上記のように検討することにより、事業単位で、将来にわたる市場参入について具体的なイメージが得られるばかりでなく、持続可能性社会実現のためにどのように貢献し、ESG要請にどのように応えるかについても、具体的なイメージを示すことができる。これにより、ESG投資とSDGsとがビジネスを介して結合され、投資対象となる企業における事業拡大（利益追求）と持続可能性社会の実現とを両立するためのロードマップが得られる。企業側がこのような情報を開示することにより、ESG投資を積極的に呼び込むことが可能となる。

(2) 非財務関連資産との関係

図4は、国際統合報告書評議会（IIRC）が示す価値創造プロセスの概念図⁽²⁾である。なお、図4は、表示内容を確認しやすいように、オリジナル画像をグレー画像に変更してある。

図4に示されるように、事業活動においては、財務資本だけでなく、活動開始の段階で事業体が保有する非財務関連資産の一部も原資として投入される。そして、事業活動の成果は、その事業への再投資の原資となるだけでなく、事業体（企業）全体にとってのアウトカムとなる。これらのアウトカムのうち、財務資産以外は、非財務関連資産となる。この非財務関連資産についても可能な限り具体的に検討することにより、

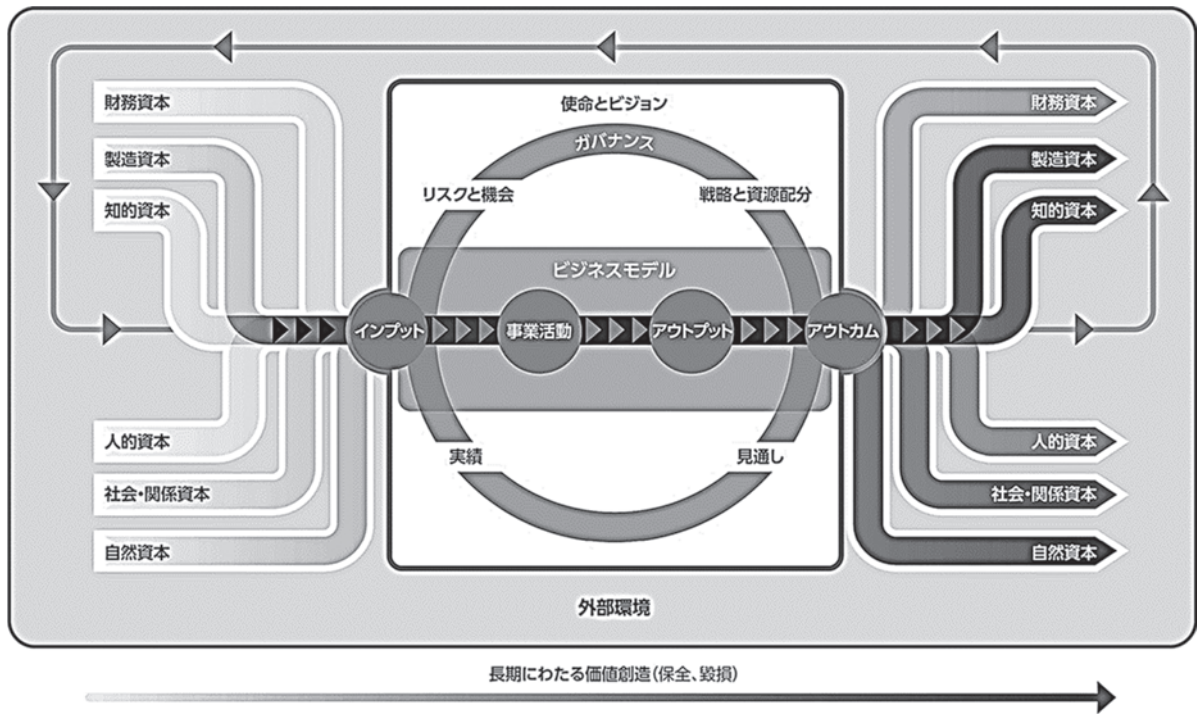


図4 価値創造プロセス

| | 事業 (事業目標) | ビジネスアイテム | | | | 持続可能性 SDGs |
|------|--------------|---------------|------------------|--------------|-------------|---------------|
| | | コアビジネス 少 ← | 業務提携 ステークホルダー | 次世代ビジネス → | 関連ビジネス 多 | |
| 一次産業 | 樽原料木の安定調達 | 水源の森の保全 | | | | 15.4 |
| | 原料コーンの安定調達 | | 間引きコーンの利用 | | | 9.4 |
| | | | | 青刈りコーンの利用 | | 8.9 |
| | | | | | 休耕田の利用 | 12.2 |
| 二次産業 | バーボン製造事業 | 低温蒸留技術 | 蒸留釜の開発 | 蒸留釜の製造・販売 | | 8.2 |
| | | | トラップ物質の開発 | トラップ物質の製造・販売 | | 8.2, 4.4 |
| | 熟成樽製造事業 | バーボン熟成樽 | | ワイン熟成樽 | | 4.4 |
| | ゼロエミッション | | | 残留残渣の応用 | | 12.2 |
| 三次産業 | バーボン販売事業 | E C サイト | 直売所 | | | 4.4 |
| | 観光事業 | 工場見学 | 直売 レストラン | 熟成樽オーナー | | 8.9 |
| | 他事業者との連携 | | | ワイン熟成樽供給 | | 8.9 |
| | 教育産業との連携 | | | | 醸造科設立 | 4.4 |

図5 MTマトリックス

企業価値を評価するための対象と明確にすることが可能となる。

(3) 仮想事例への当てはめ

上記の仮想事例に関するビジネス全体を俯瞰するようなマップを作成すると、図5のようになる。図5は、仮想発明に係る技術をコアにして展開されるビジネスに関するMTマトリックスである。

図5に示されるマップでは、縦軸は、産業区分（一次、二次、三次）に基づき配置され、各産業の事業または事業目標が示されている。縦軸の最下段の三次産業のビジネス展開が実現されると、六次産業化が実現されることとなる。マップにおける横軸は、時間軸であるとともに、関連当事者（ステークホルダー）が多いビジネスほど右側になるように設定され、最も右側には、持続可能性社会実現のための取り組みとの関

係、具体的には、対応する SDGs が示されている。

この MT マトリックスにより、各事業の展開および持続可能性社会実現のための取り組みとの関係を確認することができる。

図 6 は、図 5 の MT マトリックスに、各事業に対する企業の ESG 投資を追加した図であり、この図が仮想事例に関する「企業の ESG 投資/SDGs MT マ

トリックス」TM である。

この図により、企業の ESG 投資と SDGs とが、企業の事業活動を介してリンクしていること確認することができる。このような図を積極的に開示することにより、投資家の理解が得られやすくなる。

図 7 は、MT マトリックスに各事業のアウトカムとなる非財務関連資産を示した図である。こうした図を

| | 事業 (事業目標) | E | | 資源保護 | S | | G | | ビジネスアイテム | | | | 持続可能性 SDGs | |
|------|--------------|---------|------|------|----------|-------|---------|------------------|----------|-----------|--------------|-----------|---------------|---------|
| | | 水源の森の保護 | | | 地域過疎化の回避 | | 実施権原の確保 | | コアビジネス | 業務提携 | 次世代ビジネス | 関連ビジネス | | |
| | | 水の視点 | 森の視点 | 雇用創出 | 人材育成 | 特許権取得 | ライセンス | 少 ← ステークホルダー → 多 | | | | | | |
| 一次産業 | 樽原料木の安定調達 | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | 水源の森の保全 | | | | | 15.4 |
| | 原料コーンの安定調達 | | | ○ | | | | | | 間引きコーンの利用 | | | | 9.4 |
| | | | | | ○ | | | | | | | 青刈りコーンの利用 | | |
| | | | | ○ | | | | | | | | 休耕田の利用 | | 12.2 |
| 二次産業 | バーボン製造事業 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | 低温蒸留技術 | 蒸留釜の開発 | 蒸留釜の製造・販売 | | | 8.2 |
| | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | トラップ物質の開発 | トラップ物質の製造・販売 | | | 8.2、4.4 |
| | 熟成樽製造事業 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | バーボン熟成樽 | | ワイン熟成樽 | | | 4.4 |
| | ゼロエミッション | | ○ | | ○ | | ○ | | | | | 残留残渣の応用 | | 12.2 |
| 三次産業 | バーボン販売事業 | | | | ○ | ○ | | | E C サイト | 直売所 | | | | 4.4 |
| | 観光事業 | | ○ | | ○ | ○ | | | 工場見学 | 直売 | 熟成樽オーナー | | | 8.9 |
| | 他事業者との連携 | | ○ | | ○ | ○ | | | | レストラン | ワイン熟成樽供給 | | | 8.9 |
| | 教育産業との連携 | | | | | ○ | | | | | | | 醸造科設立 | 4.4 |

図 6 企業の ESG 投資/SDGs MT マトリックス

| | 事業 (事業目標) | ビジネスアイテム | | | | 非財務関連資産 | | | | |
|------|--------------|------------------|-----------|--------------|--------|---------|---------------|----------|-------------|------|
| | | コアビジネス | 業務提携 | 次世代ビジネス | 関連ビジネス | 製造 | 知的 | 人的 | 社会・関係 | 自然 |
| | | 少 ← ステークホルダー → 多 | | | | | | | | |
| 一次産業 | 樽原料木の安定調達 | 水源の森の保全 | | | | 森林管理設備 | | 林業人材 | ブランド | 水源の森 |
| | 原料コーンの安定調達 | | 間引きコーンの利用 | | | | | | | |
| | | | | 青刈りコーンの利用 | | | | | 農業団体との連携 | |
| | | | | | | | | 休耕田の利用 | | |
| 二次産業 | バーボン製造事業 | 低温蒸留技術 | 蒸留釜の開発 | 蒸留釜の製造・販売 | | 蒸留装置等 | 蒸留技術の特許権、ノウハウ | バーボン製造人材 | 研究機関との連携 | |
| | | | トラップ物質の開発 | トラップ物質の製造・販売 | | | | | | |
| | 熟成樽製造事業 | バーボン熟成樽 | | ワイン熟成樽 | | 樽製造装置 | 樽製造技術 | 樽製造人材 | | |
| | ゼロエミッション | | | | | 残留残渣の応用 | 残渣応用技術 | 研究人材 | | |
| 三次産業 | バーボン販売事業 | E C サイト | 直売所 | | | | ビジネスモデル | 営業人材 | 酒類流通事業者との連携 | |
| | 観光事業 | 工場見学 | 直売 | 熟成樽オーナー | | | | 観光業人材 | 地域社会との連携 | |
| | 他事業者との連携 | | レストラン | ワイン熟成樽供給 | | | ワイン熟成樽製造技術 | ワイン関連人材 | ワイン事業者との連携 | |
| | 教育産業との連携 | | | | | 醸造科設立 | | 教育人材 | 教育機関との連携 | |

図 7 非財務関連資産との関係

用意しておくことにより、非財務関連資産を計上する必要が生じたときに、事業単位での資産の算出が容易になる。

6. おわりに

これまで、企業の ESG 活動は様々な視点から開示が強く求められる一方、企業の ESG 投資の多くはコストが高むばかりで、短期的には企業業績が悪化するという状況に陥り、一層消極になりかねない懸念があった。

しかしながら、国際会計基準見直しについて検討が開始されることにより、「持続可能な開発目標」を達成することと、本業である事業経営とが実質的に同一線上に描け、かつ、そのリターン（事業収益）と資産計上とが整う方向が明らかになるのであれば、企業のイノベーションは加速することになり、その背中を押すのが知的財産制度であるという、これまで表に出な

かった制度本来の目的が顕在化出来る重要な段階にあると思料する。

本稿の内容は大いなるチャレンジではあるものの、これを機に、改めて日本が国際的な ESG/SDGs 活動においてリーダーシップを発揮し、かつ、日本企業の国際競争力アップに向けて、日本政府並びに日本弁理士会一体となって議論を深めて頂ければ、望外の喜びである。

以上

(注)

(1) 例えば、外務省の HP (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gai/ko/oda/sdgs/statistics/index.html>) 参照

(2) 「国際統合報告フレームワーク日本語訳」(https://integratedreporting.org/wp-content/uploads/2015/03/International_IR_Framework_JP.pdf, 15 ページ)

(原稿受領 2021.9.6)

ヒット商品は こうして 生まれました!

令和元年
改訂版


**JPAA
Information**

ヒット商品を支えた知的財産権

「パテント・アトニー誌」で毎号連載しております、「ヒット商品を支えた知的財産権」。

こちらの記事を一冊にまとめた「ヒット商品はこうして生まれました!」は発明のストーリーをコンパクトにまとめたもので、非常に好評を博しております。

是非ご覧いただき、知的財産、更には弁理士への理解を深めていただければ幸いです。



◆本誌をご希望の方は、panf@jpaa.or.jp までご一報ください。